

9 具体的相続分の算定までにすべきこと

ここで、具体的相続分の算定までになすべきことをまとめてみます。

それは、次の表に記載した順で、記載したことをすることです。その結果、具体的相続分が金額で表示されることになります。

具体的相続分の算定まで		
順番	なすべき事柄	備考
1	被相続人の特定	
2	相続開始時の財産の特定	
3	相続人の特定	
4	相続分の確定	遺言書で相続分の指定がある場合はその指定相続分、ない場合は法定相続分
5	生前贈与の特定	「婚姻、養子縁組の贈与や生計の資本としての贈与」
6	2の財産と5の財産の評価額を出す。	ただし、相続開始時を基準
7	2の財産の額に5の贈与額を加える（これを「贈与の持戻し」といいます）。	ただし、被相続人から、生前又は遺言書で、持戻し免除の意思が表示されている場合を除く。
8	遺贈の特定	「遺贈する」と書かれた遺言又は「相続させる」と書かれた遺言などによって、受遺相続人が取得した財産
9	7の財産の額に8の遺贈の額を加えて、遺贈の持戻しをする。	ただし、遺言書で、持戻し免除の意思が表示されている場合を除く。
10	寄与相続人と寄与分額の確定	
11	具体的相続分の算定	